

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1350号）			旧		
<p>（スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格）</p> <p>第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰（ホールカーネル及びクリームスタイルに限る。）の規格は、次のとおりとする。</p>			<p>（スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格）</p> <p>第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰（ホールカーネル及びクリームスタイルに限る。）の規格は、次のとおりとする。</p>		
区 分		基 準	区 分		基 準
（略）		（略）	（略）		（略）
原材料	（略）	（略）	原材料	（略）	（略）
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 （略） 3 加工でん粉（クリームスタイルに限る。） <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 （略）
（略）		（略）	（略）		（略）
<p>（あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格）</p> <p>第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>			<p>（あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格）</p> <p>第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>		
区 分		基 準	区 分		基 準
（略）		（略）	（略）		（略）
原材料	（略）	（略）	原材料	（略）	（略）
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～4 （略） 5 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～4 （略）
（略）		（略）	（略）		（略）